

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第11号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
市町名	機関	職名	市町名	機関	職名
略			略		
土庄町	略	参事、会計管理者、課長、総務課の人事 給与担当課長補佐・人事給与担当副主幹	土庄町	略	参事、会計管理者、課長、総務課の人事 給与担当課長補佐・人事給与担当副主幹 ・ <u>人事給与担当係長</u>
	町長部局				
	略				
略			略		
別表第2（第2条、第4条関係）			別表第2（第2条、第4条関係）		
一部事務組合		職名	一部事務組合		職名
略			略		
<u>香川県中部ボートレース事業組合</u>		略	<u>香川県中部広域競艇事業組合</u>		略
略			略		
小豆地区広域行政事務組合		<u>事務局長、事務局次長、会計 管理者、主幹、事務局長補佐、 人事担当副主幹、小豆島老人 ホーム施設長・副施設長、小 豆島クリーンセンター所長・ 副所長</u>	小豆地区広域行政事務組合		<u>事務局長、会計管理者、事務 局次長、人事担当副主幹、小 豆島老人ホーム施設長・副施 設長、小豆島クリーンセンタ ー所長・副所長</u>
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。